

FCAだより

2026年8月発行 vol.14

FCA活動報告

FCA(一般社団法人日本音楽作家団体協議会)は音楽作家の権利を擁護し社会的地位の向上を図るため、12の音楽作家団体が集まって活動する組織です。

第4回FCAオンラインセミナーを開催します



第4回 FCAオンラインセミナー
シンクライセンスの世界標準

登壇者



備耕庸氏

TEDDIX & PARTNERS代表

ハリウッド作曲家エージェント&音楽プロデューサー

山崎卓也氏

弁護士 / Field-R法律事務所代表

FCA法律顧問

日本の音楽作家が知っておくべき
シンクライセンスの基本

2026.9.3 木 13:00~

参加無料 | オンライン

「シンクライセンスの世界標準」をテーマにオンラインセミナーを開催します。講師は、TEDDIX & PARTNERS代表で、ハリウッド作曲家エージェント&音楽プロデューサーの備耕庸氏とField-R法律事務所代表で、FCA法律顧問の山崎卓也弁護士。シンクライセンスの基本と世界標準、日本の著作権契約との違いについて解説します。

【こんな方におすすめ】

- ・自作品について海外展開を検討している方
- ・シンクライセンスに関心がある方

開催日時は9月3日(木) 13時~14時【無料】、事前申込制。

セミナー参加の申込はこちら

<https://peatix.com/event/5081434>



FCAでは今後も「FCAだより」を発行して活動をお知らせしていきます

©2026 一般社団法人日本音楽作家団体協議会



<https://fca-rights.jp/>

意見1：「著作権が切れるまで(死後70年間)」を契約期間とする、音楽出版社との著作権存続期間契約」は特異なものです。これを無制限に許容している管理事業者のルールを見直すよう求めます。

日本の音楽出版社との契約では、10年間、あるいは「著作権存続期間（著作者の死後 70 年まで）」を契約期間とするのが事実上の基準となっており、音楽作家の半数近くがこの長期契約を経験しています。残念ながら、作家と出版社が対等の立場で話し合い、合意できることは稀です。多くの作家は「提示された条件で契約しないと仕事をもらえない」「業界の慣習だから断れない」という状況に置かれ、実質的に選択肢がないまま契約を強制されています。また、契約解除の条件も厳しく、作家側から解除するのは簡単ではありません。特定の出版社との極端に長い契約は、作家のキャリア形成や自由な選択の妨げになっています。管理事業者に対しては、こうした長期契約について作家への注意喚起を行ったり、本人の自由な意思に基づくものか確認したり、他の選択肢を明示するなどの対応を、FCAは求めます。

意見2：日本の管理事業者は、国内の楽曲において「詞」か「曲」のどちらかだけを出版社に譲渡することや、詞曲で別々の音楽出版社に譲渡することを認めていません。国内と海外の楽曲で扱いが異なるこのルールの見直しを求めます。

現在、日本の管理事業者は、歌詞付きの国内楽曲について、「詞と曲のいずれか一方だけを日本の出版社に譲渡する」ことや、「詞と曲で別々の出版社に譲渡する」ことを認めておらず、事実上、契約の自由を制限しています。しかし作家からは、「詞だけは出版社に権利を譲渡し、曲は自分で管理したい」等のニーズが多く上がっています。管理事業者は、海外の楽曲と同じように、国内の楽曲においても「詞」と「曲」で別々に出版社と契約できるよう認めることを、FCAは求めます。

意見3：一部の管理事業者は、国内の楽曲における印税の分配率を制限しています。海外の楽曲と同じように、作家と出版社が合意した自由な分配率で直接分配を行うようルールの見直しを求めます。

一部の管理事業者は、規定の中で作家と出版社の分配率を限定しています。これは、本来であれば作家と出版社の契約において、作家の取り分として「出版社と等分（50%）」を下限に自由に取り決められるべき分配率を自由に決められなくなる枷となってしまうます。また規定にない分配率で作家と出版社が合意した場合、管理事業者からの分配後に、権利者間での再計算・調整が必要になります。しかし、この調整に対応できるのは大手の出版社に限られます。対応できない出版社が外部へ作業を委託した結果、その費用を音楽作家が負担させられるという事態も生じています。管理事業者が国内の楽曲についても、海外の楽曲と同様に「作家と出版社が合意した分配率」で直接分配を行えば、このような調整作業は不要になります。FCAは、関係権利者間で合意した分配率での分配を可能にするよう求めます。

意見4：著作権の「管理を任せる範囲」の変更が年1回に制限されているのは、現在の意思決定のスピードに合っていません。変更の手続きを四半期または半年に緩和するよう求めます。

現在、著作権の管理信託範囲を変更できるのは、年に1回に制限されています。これに対して、新しい世代のクリエイターからは「変更のタイミングを逃してしまう」「機会損失が大きい」という不満が多く寄せられています。変更の頻度を増やしても、利用者や分配実務への影響は少なく、むしろ管理事業者の作業負担は分散されると考えられます。FCAは、管理委託範囲の変更の頻度を緩和し、より柔軟に対応できるよう求めます。